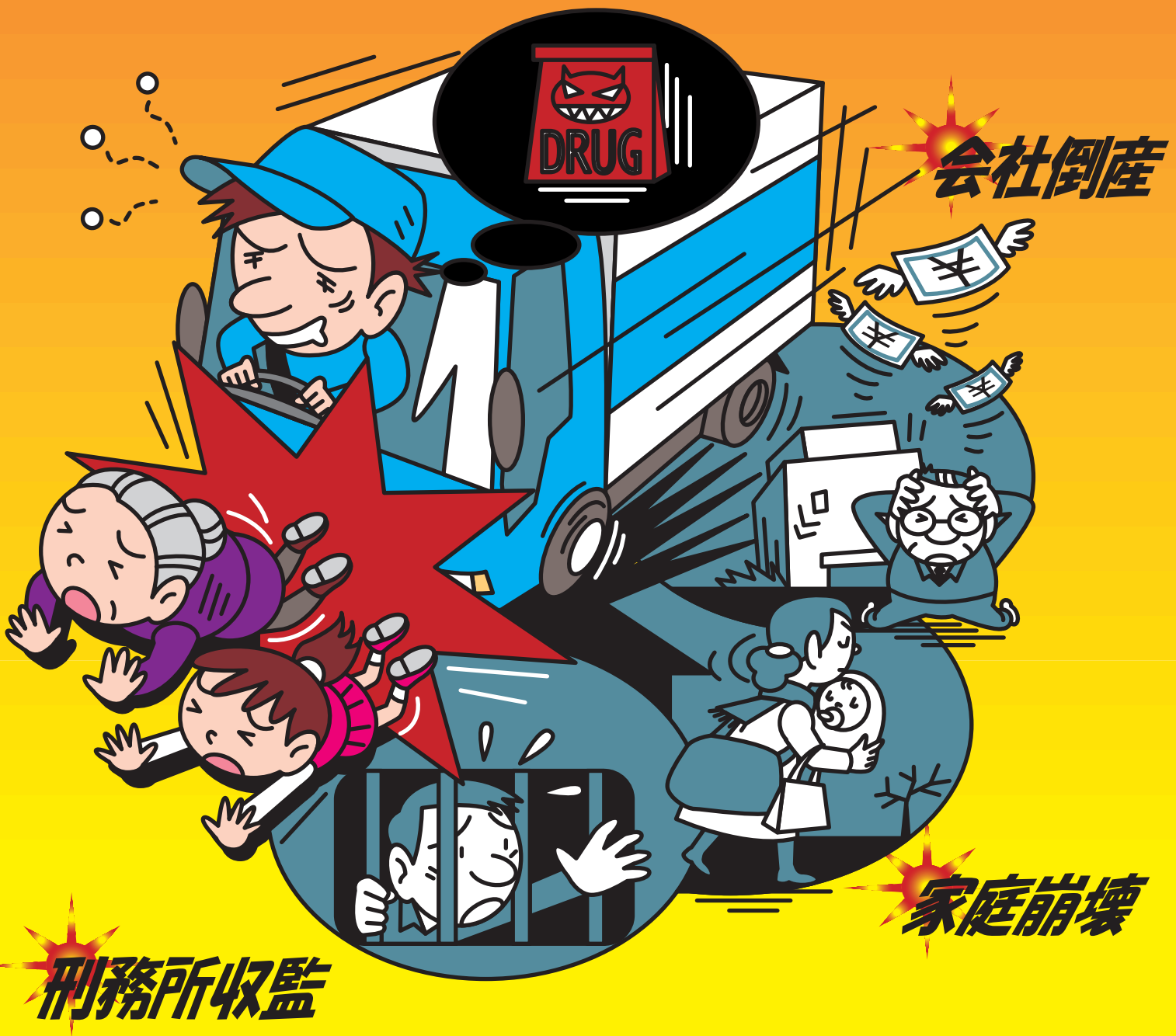


危険ドラッグなどの薬物の使用は
あなたも、家庭も、会社も**破滅**させます!!



公益社団法人

全日本トラック協会 都道府県トラック協会

危険ドラッグ等薬物は絶対に使用しない!!!

危険ドラッグ等薬物の使用は重大事故を招く!

危険ドラッグは健康にも運転にも有害!!

危険ドラッグが原因とみられる事故が急増しています。危険ドラッグは、麻薬や覚せい剤よりも危険な成分が含まれていることもある大変危険な薬物であり、使用すると意識を失ったり、凶暴になったり、幻覚症状を起こすなどさまざまな健康被害をもたらす、最悪の場合は死に至ることもあります。

万一、危険ドラッグを使用して車を運転すれば、重大な事故を招くことは言うまでもありません。絶対に危険ドラッグ等の薬物を使用してはいけません。



危険ドラッグ等の薬物使用運転は厳罰!!

危険ドラッグ等の薬物を使用して車を運転し人身事故を起こせば「危険運転致死傷罪」に、事故を起こさない場合でも「過労運転の禁止違反」に問われ、厳罰を科せられます。



危険運転致死傷罪 (自動車運転死傷行為処罰法)	
死亡事故	負傷事故
1年以上20年以下の懲役	15年以下の懲役

過労運転等の禁止違反 (道路交通法)	
危険ドラッグ	覚せい剤・麻薬等
3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金

※危険ドラッグを車内に所持していると、そのとき使用していなくても「危険性帯有者」として、6か月を超えない範囲内で運転免許停止処分を受けることがあります。

事業者・管理者の皆様へ

危険ドラッグ等の薬物使用に対する社内の指導管理体制を強化しましょう

- 点呼時などに、危険ドラッグ等の薬物の所持や使用の有無をしっかりと確認しましょう。
- 「最近少し変だ」、「いつもと言動が違う」、そういうドライバーに対しては、積極的に声をかけて様子を聞くなどして、日常の指導管理を強化しましょう。



JTA 公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5
TEL. 03 (3354) 1009(代)

ホームページ <http://www.jta.or.jp>